

第 3 9 回

総会議事録

日 時 令和2年6月12日(金) 13時15分
場 所 山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

平成31年1月20日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	運営委員、編集委員
出	2	森田 誠一	
出	3	長澤 弘	農政委員会副委員長、運営委員、編集委員
出	4	會田 典男	
出	5	金子 祐一	編集委員
出	6	丹野 都弘	
出	7	高橋 徳郎	第2ブロック長
出	8	日下部 洋一	運営委員
出	9	丸子 宏	第3ブロック長
出	10	齋藤 孝一郎	第1ブロック長
出	11	遠藤 紀江	編集委員
出	12	梅津 実	編集委員、第4ブロック長
出	13	柏倉 傳右エ門	運営委員
欠	14	草苺 典美	
出	15	佐藤 幸悦	
出	16	佐藤 和宏	農政委員会委員長、運営委員
出	17	推名 俊明	
出	18	石川 富夫	
出	19	高橋 一敏	
出	20	新関 さとみ	編集委員会副委員長
出	21	伊藤 博良	
出	22	鏈水 豊	
出	23	大築 義雅	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	高橋 権太郎	会長

第39回総会 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 議長就任

第4 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

第5 議 事

議 第197号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 第198号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 第199号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 第200号 山形市農地利用最適化推進委員候補者の決定について

5 報 告

(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第4条届出書の受理について

(3) 農地法第5条届出書の受理について

(4) 農地改良届出書の受理について

(5) 農地改良完了報告書の受理について

(6) 農地法第5条の規定による許可について

6 連絡事項

次回の総会（定例）について 令和2年7月13日（月）

次回の委員調査について 令和2年7月9日（木）

7 その他

農地パトロール調査協力員の選出依頼について（村木沢・西山形・高瀬・本沢・南山形・楯山・滝山・東沢・山寺・大曾根）

8 閉 会

第 39 回総会議事録

(令和 2 年 6 月 12 日 (金) 市庁舎 10 階 委員会開催室)

出席委員 23名
欠席委員 1名
開 会 午後1時15分

事務局次長	<p>開会の前に現在の出席委員数をご報告いたします。 在任委員数 24 名、出席委員数 23 名、欠席委員数 1 名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本日の総会は成立しております。 議長は、山形市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により、会長が議長となります。なお、本日の傍聴人はございません。 それでは、議長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
議長	<p>(開会) 及び (あいさつ)</p>
議長	<p>それでは、これより議事を進めます。 はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことをご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、9 番 丸子 宏 委員、16 番 佐藤 和宏 委員にお願いし、書記に小笠原 主幹を任命します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議 第 197 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程します。それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 1 ページをお願いします。</p> <p>議 第 197 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。 2 ページの 16 号から 6 ページの 41 号までの 26 件です。 2 ページをお願いします。</p> <p>16 号について、無償受贈です。 譲受人は農業をして 20 年になる方で、現在、妻と両親の 4 人で農業に従事しております。</p> <p>17 号、18 号と 19 号のうち [REDACTED] について、同じ借人による円滑化事業終了に伴う賃借権設定への切り替えです。</p>

<p>議 長</p> <p>梅津委員</p>	<p>19号のうち [REDACTED] については、貸人の子が賃借を解約した農地についても、合わせて借り受け、経営拡張するものです。</p> <p>借人は農業をして62年になる方で、現在、妻と2人で農業に従事しております。</p> <p>3ページをお願いします。</p> <p>20号について、市外の方による賃借権設定による新規就農です。委員調査案件となっております。</p> <p>21号から、4ページの28号まで、山形農協のキュウリ団地利用者の賃借権設定です。それぞれ、委員調査案件となっております。</p> <p>4ページの26号、27号、28号については、賃借権設定による新規就農ですが、山形農協のキュウリ団地については「野菜等の栽培で、ハウス園芸等集約的に行われるもの」であることから、農地法施行令第2条第3項第1項に該当するため、30アール未満で許可申請を受け付けております。</p> <p>29号から、5ページの37号まで、山形農協の桃団地利用者の賃借権設定です。それぞれ、委員調査案件となっております。</p> <p>次に、5ページの38号から、6ページの41号まで、山形農協のシャインマスカット団地利用者の賃借権設定です。</p> <p>それぞれ、委員調査案件となっております。</p> <p>なお、6ページの40号、41号については、市外の方による賃借権設定です。</p> <p>以上、調査の結果、事務局説明案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p> <p>20号案件及び21号から28号案件について、12番 梅津委員から報告をお願いします。</p> <p>12番 梅津です。</p> <p>まず20号案件ですが、申請地は議案書記載のとおりです。</p> <p>借受人につきましては、天童市に在住している方で、家族構成は本人と長男、妻と長男の妻の4人となっております。</p> <p>今回山形市内に農地を借りるようになった理由ですが、借受人は山形市内で釣具店を経営しておりますが、その釣具店が老朽化し、近々閉店を予定しております。その後は農業に従事していきたいということでした。</p> <p>天童市内にも10aの農地を所有しております。タラの芽や山菜等を生産しているということです。</p> <p>このたび中里地内に農地を借りることになったわけですが、知人がこの申請地の近くに農地を所有しております。知人から貸出人を紹介してもらい今回の申請に至ったということです。</p>
------------------------	---

貸出人は高齢化で農業を辞めたいという方でありまして、そこで話し合いが行われたということです。

借受人の農業に取り組む姿勢は意欲的でありまして、このたび農地を借りるにあたりましてトラクターを購入し、遊休化していたこの農地を耕運しながら整地して、作物を作付け可能まで仕上げるということでした。

作付けの作物としましては、梅や野菜だそうです。野菜については、息子さんが飲食店を経営しておりまして、まずは飲食店で使う野菜から栽培したいということでした。

販売先につきましては、天童市農協と相談しながら、併せて市場を考えているということでした。

現在の営農状況ですが、先程説明したとおり畑1,169㎡です。

機械の所有状況は、軽トラック、草刈機、動噴で、そして新たにトラクターを購入したということです。

契約期間は、[]です。賃借料は、10aあたり[]、総額で[]です。

通作距離については、6.7kmということです。

以上、調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

梅津委員

続きます、21号から28号までは山形農協のキュウリ団地の案件でございます。

21号案件と22号案件については、借受人が同一ですので一括して説明させていただきます。

申請地は、議案書記載のとおりです。

賃借料は、10aあたり[]です。

借受人は、農業歴20年になる方で、父と2人で水稻とキュウリ等そ菜の栽培を行っている方です。

キュウリ団地に今年の春から入りまして栽培をしていますが、4月と8月の2回作付けをしまして年間[]の売上げを目指しているということです。販売先は山形農協です。

田植の作業時期とキュウリの作業時期が重なるということで、少し問題はありますが、キュウリも安定した価格でありまして、また同じような6名の仲間がいて心強いということで、これからも積極的に取り組んでいくということでした。

23号案件、24号案件についても、借受人が同一ですので一括して説明させていただきます。

借受人は、農業歴3年で父と二人で水稻やキュウリ等のそ菜の栽培を行っている方です。

現在の営農状況につきましては、2haの田畑を耕作しております。

委員調査の当日に奥さんもいらっしやっていて、奥さんもキュウリ団地の作業に積極的に参加している方でした。

同じように[]の売上げを目指しているということでした。

話を聞きますと、これからも奥さんと協力しながらやっていくということで、特に問題になるようなことはありませんでした。

続いて25号案件についてです。

申請地は、議案書記載のとおりです。

借受人はこの4月に親元から独立して新規就農した方で、キュウリ等のそ菜と花きの栽培を行っている方です。

5年後には、この他に2haから3haを借受けて、規模拡大をしていくということでした。

現在、見崎地区に60aの農地を所有していますが、その半分にブドウを植える計画だそうです。

本当に農業に意欲的な方でした。

ここで、初めに皆さんにお話ししなければならないことがあったわけです。

キュウリ団地は1区画15aなのだそうです。区画の中で10a部分にハウスが設置されておりまして、その中で栽培を行っているということです。

次に26号案件についてです。

申請地は、議案書記載のとおりです。

借受人は、父母の元で5年ほど農作業の手伝いを経て、このたび独立して新規就農を希望した方です。

4月からキュウリ団地に入ったわけですが、全く農地は所有していない方です。

機械の所有状況は、軽トラック1台を所有しています。また、トラクター、動噴、軽トラックを団地で共有しております。

契約期間は、 です。賃借料は、10aあたり 、総額 です。

通作距離は4.3kmで、十分に通える距離になっております。

この方も大変意欲的な方でありまして、何か心配事があるか聞いてみたところ、仲間がいるので心配が無い、ということでした。

この案件についても許可相当と判断しました。

続いて27号案件です。

この借受人も、新規就農の方です。

4月からキュウリ団地に入ったわけですが、農作業の経験はないものの、農業大学校やキュウリ生産農家での一年間の研修を経て生産に取り組んでいるわけでありまして、生産農家に研修に行った効果で、技術や販売方法について勉強されていて、本当に意欲的な方でございます。

続いて28号案件です。

申請地は、議案書記載のとおりです。

借受人は、新規就農を希望し、キュウリ団地に応募した方です。この春から団地でキュウリを栽培しております。

契約期間は、 です。賃借料は、10aあたり で

	<p>す。</p> <p>これまで農業の経験は無いのですが、いろいろお話を聞いてみますと、農業に対して前向きな方でございまして、これからの生産農家として十分対応できると思いました。</p> <p>今、全案件お話したわけですけど、全案件とも許可相当と判断した次第です。皆さんの審議よろしく願います。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。続いて、29号から37号案件及び38号から41号案件について、13番 柏倉 委員から報告をお願いします。</p>
柏倉 委員	<p>13番 柏倉です。</p> <p>皆さんにお配りしたパンフレットをご覧ください。</p> <p>果樹団地、桃でございますが、29号から37号案件まででございます。</p> <p>場所は、山形市大字西中野です。現場に行ったところ、四方を防風ネットで囲まれ、土壌改良し、山砂を客土にしていました。灌水設備も設置されておりました。</p> <p>また、乗用モアも常設しております。今後はスピードスプレーも設置予定だそうです。</p> <p>年間利用料が10aあたり [REDACTED] と高いと思い、売上を聞いたところ、反収 [REDACTED] で、品種は川中島白桃や伊達白桃で高値を狙って出荷をするということです。</p> <p>それでは、まず29号案件から報告します。</p> <p>借受人は、農業歴40年になる方で、息子と二人で水稻、サクランボ、桃及びそ菜の栽培を行っています。</p> <p>経営面積は、9,442㎡です。</p> <p>今回借地する面積は、2,241㎡です。</p> <p>30、31号案件です。</p> <p>借受人は、平成31年1月より水稻、サクランボ、桃等の生産、加工、販売等の事業を行っている農地所有適格法人です。</p> <p>経営面積は、118,986㎡です。</p> <p>今回借地する面積は、2,241㎡です。</p> <p>32号案件です。</p> <p>借受人は、農業歴35年になる方で、妻、息子と3人で水稻、そばの他、サクランボ、桃、リンゴ、ラフランスの栽培を行っています。</p> <p>経営面積は、80,375㎡です。</p> <p>今回借地する面積は、1,609㎡です。</p> <p>33号案件です。</p> <p>借受人は、農業歴20年になる方で、妻、父と3人でサクランボ、桃、リンゴの栽培を行っています。</p> <p>経営面積は、20,002㎡です。</p> <p>今回借地する面積は、1,000㎡です。</p>

34、35、36号案件です。

借受人は、平成28年2月に新規認定就農者となり農業歴4年になる方です。一人で営農し、サクランボ、桃の栽培を行っています。

経営面積は、25,748㎡です。

今回借地する面積は、2,000㎡です。

37号案件です。

借受人は、農業歴7年になる方で、父母と3人でサクランボと桃の栽培を行っています。

経営面積は、9,379㎡です。

今回借地する面積は、3,000㎡です。

私から見たら、どの案件についても、とても好ましい状態でした。皆さんには健康に留意して働いてくださいとエールを送った次第です。以上、許可相当と判断しました。

次に、マスカット団地について報告します。

パンフレットをご覧ください。

場所は、山形市大字大師堂です。

現場を見たところ、素晴らしい施設でした。

年間利用料が [] と高いので聞いたところ、設備費と造成費にそれだけ費用がかかっているということでした。

収入について聞いたところ、 [] から [] ということでした。

設置機械については、これから導入予定ということでした。

出荷先については、部会に入ることを条件に山形農協を選べるということでした。

今回のハウス利用応募者は、市内と中山町在住者一名ずつでした。

柏倉委員

それでは、38号、39号案件について報告します。

借受人は、農業歴25年になる方で、息子と二人でサクランボとシャインマスカットの栽培を行っています。また、申請地近くにも農地を借りています。

40号、41号案件です。

借受人は、中山町在住の認定農業者で、農業歴15年になる方です。山形市内の外、中山町及び天童市で広く営農しており、父母と一緒にサクランボ、桃、スモモ、キウイ、ブドウ等の栽培を行っています。

現在の営農状況ですが、田1,989㎡、畑39,367㎡、樹園地8,690㎡、合計50,046㎡です。

農業機械の所有状況ですが、トラクター、草刈機、スピードスプレー、軽トラック、軽ワゴン各一台ということでした。

賃借料は、10aあたり [] ということでした。

以上、調査の結果許可相当と判断しました。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議	長	ただいまの事務局説明、委員説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議	長	無いようですのでお諮りします。 議 第197号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議第197号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決めます。
議	長	次に進みます。 議 第198号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案書7ページをお願いします。 議 第198号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。内容は、8ページの9号、10号の2件です。 9ページをご覧ください。 9号について、場所は平清水二丁目、市立滝山小学校から北東へ約300mに位置し、市街化区域内の農地であることから、3種農地と判断しております。 転用目的は、一般住宅の建築です。 譲受人は、市内の共同住宅に居住しておりましたが、子供が生まれ手狭になったことから、住宅を建築するため、父親が所有する、当該農地を借り受け [REDACTED] [REDACTED] この度、転用許可申請があったものです。 10ページをご覧ください。 10号について、場所は下宝沢、市立東沢小学校から南東へ、約330mに位置しており、2種農地と判断しております。 転用目的は、一般住宅の建築です。 譲受人は、現在、実家に父母と弟と同居しておりますが、子供が生まれ手狭になったことから、自身が希望する環境にある、当該農地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。 以上、調査の結果、事務局説明の案件については、許可相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議	長	ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議	長	無いようですのでお諮りします。 議 第198号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第198号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。 議 第199号 農地法第18条第6項の規定による通知について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書11ページをお願いします。 議 第199号 農地法第18条第6項の規定による通知についてです。 内容は、12ページの10号から14号までの5件です。 12ページをお願いします。 10号について、戦前からの農地貸借の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。 11号について、農地法3条による貸借契約の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、転用予定です。 12号について、利用集積の解約で、借人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、自作です。 13号、14号について、農協転貸の利用集積の解約で、貸人主導の解約です。土地引渡し後の状況は、転用目的で売却予定です。 以上の案件については、合意による解約が、引渡しの期限前6ヶ月以内に成立した合意であることを契約書で確認おり、離作補償はありません。 農地法第18条第1項ただし書きの第2号に該当することから、受理相当と判断した次第です。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。</p>
議 長	<p>無いようですのでお諮りします。議 第199号について、受理することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第199号 農地法第18条第6項の規定による通知について、受理することに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。 議 第200号 山形市農地利用最適化推進委員候補者の決定について、上程します。それでは、農地利用最適化推進委員 候補者 評価委員会 委員長の 大築 会長職務代理者より説明をお願いします。</p>

大 築 会 長 職 務 代 理 者	(選考内容について説明)
議 長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等ありませんか。
議 長	無いようですのでお諮りします。議第200号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議 第200号 山形市農地利用最適化推進委員候補者の決定について、原案のとおり決定することに決します。
議 長	これで議事を終了します。
議 長	次に、報告事項に入ります。 報告事項の(1)から(6)まで、事務局から報告願います。
事 務 局	続きまして、報告事項について説明いたします。 15ページをお願いします。 報告事項(1)、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理につきましては、16ページの16号から19ページの27号まで12件を受理しております。 次に、20ページをお願いします。 報告事項(2)、農地法第4条届出書の受理につきましては、21ページの3号と4号、2件を受理しております。 次に、22ページをお願いします。 報告事項(3)、農地法第5条届出書の受理につきましては、23ページの6号から11号まで6件を受理しております。 次に、24ページをお願いします。 報告事項(4)の、農地改良届出書の受理につきましては、25ページの5号、1件について受理しております。 次に、26ページをお願いします。 報告事項(5)の、農地改良完了報告書の受理につきましては、27ページの1号から3号まで3件について受理しております。 次に、28ページをお願いします。 報告事項(6)の、農地法第5条の規定による許可につきましては、29ページの1号から30ページの83号まで7件について許可書を交付しております。 事務局からは以上です。

丸子委員	議長、質問があります。
議長	はい、丸子委員。
丸子委員	報告事項の農地法第3条の3第1項の規定による届出に関してなのですが、届出人というのは、イコール所有権を取得した人なのか、それともあくまでも届出をした人なのか。
事務局	こちらについては、届出人イコール相続人と事実上なっております。
丸子委員	私もそのように思っていたのですが、16ページの18番の届出人の名前は、実名ということでしょうか。
事務局	はい、その通りでございます。
丸子委員	間違いはないですか。
事務局	間違いはないです。 届出書のとおりに記載しております。
丸子委員	登記事項証明書は添付書類ではないので、確認していないのですか。
事務局	届出内容については、今手元にございませんで、議長どういたしましょうか。
議長	時間をいただいて、また報告いたします。 (暫く時間の経過あり)
事務局	今担当の者に確認したところ、登記事項証明書が添付されておまして、このままでございます。
丸子委員	わかりました。
議長	次に連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。
事務局	次回の定例総会は、7月13日月曜日に開催する予定です。 委員調査については、調査日は、7月9日木曜日の予定です。 調査委員については、14番 草薙 典美 委員と15番 佐藤 幸悦 委員にお願いしたいと思っております。件数が多い場合は16番 佐藤 和宏 委員にもお願いする場合がありますので、よろしくお願いいいたします。
議長	次に、7のその他ですが、農地パトロール調査協力員の選出依頼について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>平成30年度に決定した農地パトロール実施体制で農地パトロールをするため、次第に記載の村木沢、西山形、高瀬、本沢、南山形、楯山、滝山、東沢、山寺、大曾根に協力員を配置することとなりますので、協力員配置になった地区については、委嘱状の交付、謝礼及び保険加入の手続きのため6月30日火曜日まで協力員の名簿提出をお願いします。</p> <p>なお、農地パトロールの実施にあたり、7月の改選後、7月28日火曜日に市役所大会議室で農業委員等説明会において、併せて説明をさせていただきたいと考えております。</p>
事務局	<p>また、その他に報告させていただきたいことがございます。議長よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>はい、よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>皆様のお手元に「委員が担当する案件及び留意点」という資料を配布させていただきました。</p> <p>(資料に基づき、「委員が担当する案件及び留意点」について報告)</p>
事務局	<p>もう一点ありまして、農政課の方から「人・農地プラン」についての報告をいただいております。</p> <p>(「人・農地プラン」について報告)</p>
議長	<p>その他にありませんか。</p>
高橋(徳)委員	<p>調査協力員の選出についてなのですが、平成30年度の時に、このように実施体制を決めたということでお話がありましたが、当初は大曾根地区ではなく蔵王地区に配置する予定だったと記憶しています。</p> <p>会長の方から、今回は大曾根地区の方に配置して欲しいというご依頼がありまして、その時承諾したつもりなのです。</p> <p>今回の配置を見ると、違ったのかな、と思ってしまいます。</p> <p>今回は蔵王地区から農地利用最適化推進委員に3人の応募者が出たということで、1人選任されなかったわけです。</p> <p>意欲がある方なので、できれば調査の協力ということで出ていただければと考えておりますので、ご検討していただけないかお願いしたいところです。</p>
議長	<p>その時の経緯は定かではないのですが、必要であれば戻しても構わないと思います。</p>
事務局	<p>1名増ということではなく、大曾根地区から蔵王地区に戻すということによろしいでしょうか。</p>

高橋（徳） 委 員	予算的に出来るのであれば増えても良いと思うのですが、その辺は調査会の方でどうなのでしょう。
大築・会長 職務代理者	遊休農地対策に関しては、我々の重要な事業の一つなので、調査会で支出してもよろしいのではないのでしょうか。
事 務 局	調査会から何とか捻出したいというお話が出ましたので、蔵王地区から1名増で選出をお願いします。
議 長	他にございませんか。
鐘 水 委 員	先程、人・農地プランについて報告をいただきました。 これから農家の方と話し合いが始まります。集まって話し合いがないと進んでいかないと思います。この様なコロナの状況で、会議で集まって話し合いをするのは無理だと思うので、延期の要望を挙げていただくことはできないのでしょうか。
事 務 局	皆さんからコロナウィルスの感染を心配している声が聞かれるところですが、国から期限を延期するという明確な回答は得られていません。 状況を見ながら、相談をしていきたいということでもございましたので、担当者並びに担当係長にはその旨しっかりと伝えさせていただいております。 また、要望・陳情に関しましては別途ございます。よろしく申し上げます。
議 長	今の件に関しましては、県の農業会議でも国に対して延期について言っていかなければならないのではないのか、という意見が出ています。
議 長	他にございませんか。
大築・会長 職務代理者	農業法人の報告書を毎年1回提出しているわけです。 的確に農地を持ちながら農業経営をやっているのを確認する報告書だと思うのです。 新規参入した法人に以前、改善するように通告した記憶があるのですが、また同じような行為をしている疑いがあります そのことも含めて、その後どのような活用をしているのかお伺いしたい。
事 務 局	事務局については、義務付けられている報告書でございますので、報告書をいただいた後、県の方に更に報告しています。 なかなか報告書が出て来ないケースとか、問題のあるケースもございますので、報告書の内容を見ながら、その都度、担当の方から連絡を取らせている状況であります。

議 議	長	<p>なかなか農業委員の方を経由して、勧告・指導まで至っていないというのが現状であります。</p> <p>他の例では、市外から参入し杉苗を植えるという法人がございましたが、現地で荒廃が進んでいる状況を確認しております。こういった点についても、対応について担当地域の農業委員だけでなく相談しなければならぬと感じたところでございます。</p> <p>このように、現状では直接活用出来ていない状況であります。ここまでの報告とさせていただきます。</p>
	長	<p>その他ございませんか。</p> <p>何もないければ、これで第39回総会を閉会します。ご苦労様でした。</p> <p>(閉会午後2時20分)</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

..... [Redacted Signature]

議事録署名委員

..... [Redacted Signature]

議事録署名委員

..... [Redacted Signature]